

千葉県 飲酒運転の**根絶**を **実現**するための条例

令和4年1月1日施行

飲酒運転を
発見したときには、
通報を!

運転の予定が
あるときは、飲酒
しないこと!

事業者は、
車両運行時の
アルコールチェックの
徹底を!

飲酒運転は大切な人の未来を奪う
重大な犯罪です

「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」の概要

目的

飲酒運転の根絶に関し、県の責務と県民、事業者等の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶を図るための施策を総合的に推進し、もって飲酒運転のない、県民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

条例のポイント

● 県民の役割

◎ 県民の遵守事項

- ・ 飲酒運転をしないこと。
- ・ 自動車等を運転する必要がある場合又はその必要が生じると見込まれる場合であって、飲酒することにより酒気を帯びて自動車等を運転することとなるおそれがあるときは、飲酒しないこと。

◎ 飲酒が身体に及ぼす影響について理解を深めることに努める。

◎ 家庭・職場・地域等において、飲酒運転の根絶を図るための取組を自主的かつ積極的に行うよう努める。

◎ 国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める。

◎ 飲酒運転をしている人やその疑いのある人を発見した場合は、警察官への通報に努める。



● 事業者の役割等

◎ すべての事業者について、車両運行時における運転者の飲酒の有無の確認に努める。

◎ 従業員に対し、飲酒運転の根絶に関する教育、指導等に努める。

◎ 国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める。



飲食店営業者

- 飲酒運転の根絶に関する啓発文書等の掲示に努める。
- 利用客の飲酒運転を防止するため、交通手段の確認等の措置に努める。
- 利用客が飲酒運転をするおそれがあるときは防止に努める。
- 利用客の飲酒運転を発見した場合等に警察官に通報するよう努める。



酒類小売業者

- 飲酒運転の根絶に関する啓発文書等の掲示に努める。
- 酒類購入者が飲酒運転をするおそれがあるときは防止に努める。
- 酒類購入者の飲酒運転を発見した場合等に警察官に通報するよう努める。



駐車場所所有者等

- 飲酒運転の根絶に関する啓発文書等の掲示に努める。



タクシー事業者・運転代行業者

- 事業を利用することが飲酒運転の防止に資することの広報に努める。
- 利用客が飲酒運転をするおそれがあるときは防止に努める。
- 利用客の飲酒運転を発見した場合等に警察官に通報するよう努める。



イベント等主催者

- 飲酒運転の根絶に関する啓発等に努める。

飲酒運転をしない・させない・許さない!